

仙台空港特定運営事業等の公募に係る参加資格確認要領に関する質問事項への回答

No	質問事項	頁	項目	質問の内容	回答
1	応募者の構成について	5	3 (1)	「仙台空港特定運営事業等の公募に係る参加確認」の手續きにおいて、応募企業、代表企業あるいはコンソーシアム構成員として応募しなかった企業が、平成26年12月の国による運営権者の選定手續(1次入札時)時に、コンソーシアム構成員として参加することは可能でしょうか。	可能ですが、代表企業になることはできません。
2	コンソーシアムについて	5	3 (1) イ	コンソーシアムを組成する場合において、実際の運営権者となるSPCへの出資を、間接法人となる共同出資会社を新設して行う可能性がある場合(最終的なストラクチャーは国の対象事業を含む今後の開示情報において判断する)など、コンソーシアムの代表企業と構成員が直接に出資しない可能性がある場合でも、実質的な出資者として、「代表企業」及び「コンソーシアム構成員」と読み変えて宜しいでしょうか。	県の確認手續では国の手續に応募企業又は代表企業として応募する者を確認の対象としているため、読みかえることはできません。ただし、間接的なSPCへの出資の可否は国が判断することになる点、留意ください。
3	応募者	5	3 (1) イ	「応募者は、単体企業～又は～代表企業～とする。」とあり、本確認要領が基準とする(P.3の1(2)策定の趣旨にて「基づく」とされる)国の実施方針、さらに国の募集要項での応募者の定義(「応募者は、単体企業～又は～コンソーシアム～とする。')とは異なっております。本要領を遵守する義務を負うのはコンソーシアムではなく「応募者」としておりますので、定義を変更しなくても手續き主体を代表企業と定めるのみでも足りるかと思いますが、国の手續きと定義を変えた理由をご教示ください。	県の確認手續では、単体企業及びコンソーシアムの代表企業を確認対象としているため、応募者について3(1)各号のとおり規定しました。
4	応募者の出資比率の変更について	5	3 (1) イ、ホ、ヘ	コンソーシアムが参加資格を確認された後に、コンソーシアム構成員の出資比率を参加資格確認後に変更することは可能ですか。具体的には、確認手續き時の出資比率ゼロの構成員が追加出資を決定し、コンソーシアム内の出資比率が変更される場合を想定しています。	追加出資は可能です。
5	コンソーシアムについて	5	3 (1) ロ	「代表企業は、コンソーシアムを構成する企業の名称を明らかにするものとする。」とありますが、参加表明書(誓約書含む)の提出時点ではなく、参加資格確認申請の際に明らかにするということでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	応募者の構成について	5	3 (1) ロ	コンソーシアム構成員の名称を明らかにするとの記述がございますが、その時期は7月22日提出期限の参加表明書提出の際ではなく、8月1日提出期限の確認手續提出の際に【様式5】によって明らかにするとの理解でよろしいでしょうか。	様式10により明らかにしてください。
7	コンソーシアム構成員の変更について	5	3 (1) ニ	「確認手續中に」とは具体的にいつからいつまででしょうか。3ページ最下段にある「確認手續」の定義と7ページのスケジュールを鑑みると、「6月27日以降、12月12日の『国への確認結果の報告』まで」とも読めますが、次項ホの内容から推察すると、「8月1日を期限とする『参加資格確認手續資料の提出』から、12月5日を期限とする『国の第一次審査書類提出時』まで」ではないかと考えられます。いずれの理解が正しいでしょうか。	県の確認手續期間は、参加資格確認手續の資料の提出から株式譲受確認書の交付までとなります。
8	コンソーシアム構成員の変更について	5	3 (1) ニ	コンソーシアム構成員を変更できない「確認手續中」とは具体的にいつからいつまでを指しますでしょうか。9頁記載 参加表明手續より変更不可なコンソーシアム構成での資料書提出が必要になるかご教授ください。(→参加表明を提出した企業は、他コンソーシアム構成員として10頁記載 参加資格確認申請を行うことができなくなるかどうかについて、ご教授ください。)	県の確認手續期間は、参加資格確認手續の資料の提出から株式譲受確認書の交付までとなります。コンソーシアム構成員は参加資格確認申請の際に様式10に記載のうえ提出することになります。
9	コンソーシアム構成員について	5	3 (1) ニ	「コンソーシアム構成員を変更することはできない」とありますが、確認手續中にコンソーシアム構成員に倒産等、指名停止その他やむを得ない事情が生じ、県の参加資格確認手續から離脱せざるを得ない場合も想定されます。そのようなやむを得ない場合には、問題を生じたコンソーシアム構成員が離脱した後の当該コンソーシアムに係る確認手續は有効に継続されるという理解でよろしいでしょうか。	左記のような事象が発生した場合は、速やかに県に報告してください。コンソーシアムの代表企業が、離脱構成員の負担額について責任を持って調達できることを誓約できる場合には、手續を継続します。
10	応募者の構成について	5	3 (1) ニ	コンソーシアム構成員を変更できるのは具体的にはいつからか	県の確認手續において、コンソーシアム構成員を変更することはできません。
11	応募者の構成について	5	3 (1) ニ・ホ	代表企業以外のコンソーシアム構成員についても、国の第一次審査書類提出時において、他の代表企業のコンソーシアム構成員となることは可能との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	コンソーシアム構成員の変更について	5	3 (1) ホ	本文を言い換えると、「国の第一次審査書類提出時に、他の確認手續を通過した(認定を受けた)応募者のコンソーシアム構成員として合流できるのは、①確認手續を通過した応募企業、又は②確認手續を通過したコンソーシアムの代表企業とコンソーシアム構成員(全員のうちのみであり、代表企業のみ、またはそのコンソーシアム構成員の一部だけでの合流は許容されない)」という認識でよろしいでしょうか。②の一部のメンバーだけが合流することや、①②ではない新たな者が国の第一次審査書類提出時から参画することは、許されないという理解で宜しいのでしょうか。	①、②以外の者も、代表企業ではないコンソーシアム構成員になることは可能です。
13	コンソーシアムについて	5	3 (1) ホ	別々に参加資格確認結果の通知を受けた企業が、現地調査の前にコンソーシアムを形成し、共同で現地調査を行うことができるでしょうか、またその時に必要な提出書類等、手續きについてご教授下さい。	県の確認手續において、コンソーシアム構成員を変更することはできません。

仙台空港特定運営事業等の公募に係る参加資格確認要領に関する質問事項への回答

No	質問事項	頁	項目	質問の内容	回答	
14	コンソーシアムについて	5	3	(1) ホ	「候補者として、認定を受けた応募者は、国の第一次審査書類提出時において、他の代表企業のコンソーシアム構成員となることを妨げない。」とありますが、株式譲渡確認手続き期限と国の第一次審査書類提出期限が同日です。この認定は株式譲渡確認の結果の認定ではなく、参加資格確認結果の認定という理解でよろしいでしょうか。	「株式譲渡確認の結果の認定」を指します。
15	コンソーシアム構成員の他のコンソーシアムへの参加について	5	3	(1) ホ	コンソーシアム構成員として参加確認を受けた一企業が、他のコンソーシアムの構成員に単独で参画する場合に出資額の増加(出資額ゼロからの出資を含めて)も新たに参画するコンソーシアム内で調整されていれば可能ですか。	県の確認手続では、応募企業及び代表企業を認定します。コンソーシアム構成員が、他のコンソーシアム構成員となることは可能ですが、重複はできません。なお、元のコンソーシアムの代表企業に様式5を提出していた場合には、元のコンソーシアムの代表企業に交付された株式譲渡確認書は無効となります。
16	コンソーシアム構成員の変更について	5	3	(1) ホ	「国の第一次審査書類提出時」に、他の応募者のコンソーシアム構成員となることのできるケースについて、ご教授ください。 i) 確認手続を通過した応募企業が、他の応募者のコンソーシアム構成員となる ii) 確認手続を通過した代表企業が、コンソーシアムを解散した上で、単独で他の応募者のコンソーシアム構成員となる iii) 確認手続を通過した代表企業とコンソーシアム構成員(全企業)が、他の応募者のコンソーシアム構成員となる iv_1) 確認手続を通過したコンソーシアム構成員(一部)が、コンソーシアムを脱退(元のコンソーシアムは代表企業が資金調達の実行責任を持つことで有効に存在)し、他の応募者のコンソーシアム構成員となる。 iv_2) 確認手続を通過したコンソーシアム構成員(一部)が、コンソーシアムを解散した上で、他の応募者のコンソーシアム構成員となる v) 確認手続を経ない新たな者が国の第一次審査書類提出時から応募者のコンソーシアム構成員として参画する	ご質問のケースについて、可否は以下のとおりです。 i) 可 ii) 可 iii) 可 iv_1) 可 iv_2) 可 v) 可 ※各事例において、各コンソーシアムの代表企業は県の確認手続において株式譲渡確認書の交付を受けているものとします。
17	コンソーシアム構成員について	5	3	(1) ホ	「認定を受けた応募者は、・・・他の代表企業のコンソーシアム構成員となることを妨げない」とありますが、ここで「認定を受けた応募者」とは、(a)コンソーシアムを組成する場合における代表企業のみを意味する理解でよろしいでしょうか。それとも(b)代表企業に加えて、コンソーシアム構成員も含まれますでしょうか。6(2)ハ②(13頁)において「確認基準を満たす者全てを候補者として認定する。」との記載がありますが、候補者として認定される範囲が不明確であることから、念のためご確認をお願いいたします。	(a)となります。なお、県の確認手続では、応募企業及び代表企業を認定します。
18	コンソーシアム構成員について	5	3	(1) ホ	県の認定を受けたコンソーシアムが、国の第一次審査手続で、県の認定を受けた①単体企業、②コンソーシアムの代表企業、③別の代表企業のコンソーシアム構成員を新たなメンバーとして追加することも可能という理解でよろしいでしょうか。	可能ですが、重複して応募することはできません。なお、県の確認手続では、応募企業及び代表企業を認定します。
19	コンソーシアム構成員について	5	3	(1) ホ	【3(1)ホに定める「認定を受けた応募者」が「代表企業」に限られる前提において】コンソーシアム構成員が、国の第一次審査手続において他の代表企業のコンソーシアム構成員となることも可能でしょうか。	可能ですが、重複はできません。
20	コンソーシアム構成員について	5	3	(1) ホ	Aを代表企業とし、B、C、Dをコンソーシアム構成員とするコンソーシアムで貴県の認定を受けた場合において、当該コンソーシアムの代表企業をAからBに変更して、Bを代表企業、A、C、Dをコンソーシアム構成員とするコンソーシアムで国の第一次審査手続に参加することは可能でしょうか。	Bは県の認定を受けていないので、できません。
21	コンソーシアム構成員について	5	3	(1) ホ	「認定を受けた応募者は、・・・妨げない」とあることに関連して、国の第一次審査手続の段階で、候補者としての認定を受けたコンソーシアムに、県の確認手続に参加していない新たな企業を追加することは可能でしょうか。	可能です。
22	応募参加要件について	5	3	(1) ホ	県の参加資格確認手続をしていない企業が、国の運営権者選定の際に共同事業体のコンソーシアム構成員になることは可能でしょうか。	可能ですが、代表企業になることはできません。
23	応募者の構成について	5	3	(1) ホ	単体企業(応募企業)として確認手続に参加した企業が、国の審査では代表企業として参加した場合でも、株式譲渡確認書は効力を持つとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	応募者の構成について	5	3	(1) ホ	応募企業として確認手続きを行い、候補者認定を受けた後に、代表企業としてコンソーシアム組成に変更することは、可能でしょうか。	可能です。
25	応募者の構成について	5	3	(1) ホ	認定を受けた応募者は、国の第一次審査書類提出時において、他のコンソーシアムの代表企業になれるのか	3(1)への条件の下、可能です。
26	応募者の構成について	5	3	(1) ホ	国の第一次審査書類提出時において、他の認定を受けた応募者または他のコンソーシアム構成員以外の企業とコンソーシアムを構成できるのか	3(1)への条件の下、可能です。
27	コンソーシアム構成員の変更について	5	3	(1) へ	本文に基づくと、「代表企業が確認手続において様式5の写しを提出せず、様式6-3を提出し、複数のコンソーシアム構成員とコンソーシアムを構成して認定を受けた場合、国の一次審査は、当該コンソーシアム構成員のメンバーの一部もしくは全部を削減した構成(代表企業のみ)で書類提出を行うことも可能」という理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

仙台空港特定運営事業等の公募に係る参加資格確認要領に関する質問事項への回答

No	質問事項	頁	項目	質問の内容	回答	
28	コンソーシアムについて	5	3	(1) へ	別々に参加資格確認結果の通知を受けた企業が、株式譲受確認手続を行う前にコンソーシアムを形成し、代表者1者が株式譲受確認手続を行うことができるでしょうか、またその時に必要な提出書類等、手続きについてご教授下さい。	できません。
29	コンソーシアム構成員の脱退について	5	3	(1) へ	やむを得ない事情でコンソーシアム構成員が減少する場合は県の手続きとしてはどのようなプロセスになりますか？申請自体を取り下げなくてはならないのでしょうか？	事象が発生した場合は、速やかに県に報告してください。コンソーシアムの代表企業が、離脱構成員の負担額について責任を持って調達できることを誓約できる場合には、手続を継続します。
30	コンソーシアム構成員と応募者の出資意向の関係について	5	3	(1) へ	コンソーシアム構成員は出資をしない構成員も参加は認められますか。	コンソーシアム構成員とは、議決権付株式の割当を受ける者をいいます。
31	応募企業への新たな参加企業追加について	5	3	(1) へ	参加確認された応募企業(単独企業)に対し、参加確認されていない新たな企業が出資を伴う参加によりコンソーシアムに参加確認後に組成して国による選定手続に進むことは可能ですか。	可能です。
32	コンソーシアム構成員の登録について	5	3	(1) へ	”代表企業が、様式5に定める出資意向表明書の写しを提出した場合、国による運営権者の選定手続におけるコンソーシアム構成員に、確認手続において様式5を提出したコンソーシアム構成員が全て含まれていることを、確認要領6(2)ハ③により交付する株式譲受確認書の停止条件とする。”とありますが、国による運営権者の選定手続(第1次審査書類の提出)時点で運営権者が設立するSPCに出資する構成員の追加は可能でしょうか。	可能です。
33	応募者の構成について	5	3	(1) へ	応募者の構成について「国による運営権者の選定手続におけるコンソーシアム構成員に、確認手続において様式5を提出したコンソーシアム構成員が全て含まれていることを、確認要領6(2)ハ③により交付する株式譲受確認書の停止条件とする。」とありますが、以下の場合は本条件を満足すると考えてよろしいでしょうか。 事例:「代表企業A、構成員B、構成員C」の3社のコンソーシアムが貴県による確認手続の結果候補者として認定を受けた後、国による運営権者の選定手続時に貴県による確認を受けていない「新たな構成員D」を追加し、4社によるコンソーシアムとすること(様式5を提出したコンソーシアム構成員は全て含まれている)。	お見込みのとおりです。
34	株式譲受確認書の「停止条件」について	5	3	(1) へ	代表企業として県審査を通過し、その後国審査に進んだ際、当初のコンソーシアム構成員に不足名があった場合、当該代表企業の株式譲受の意思が自動的に停止したと云う意味かご教示頂きたい。	3(1)へにおける「停止条件」は、効力発生の条件という意味です。よって、国の選定手続におけるコンソーシアム構成員に、県の確認手続において様式5を提出したコンソーシアム構成員が全て含まれていることにより、株式譲受確認書が有効となります。
35	応募者の構成について	5	3	(1) へ	「株式譲受確認書の停止条件」とは何のことを指しているのか。これを含む一連の文章の意味するところをご解説いただきたい。	「国による運営権者の選定手続におけるコンソーシアム構成員に、確認手続において様式5を提出したコンソーシアム構成員が全て含まれていること」を指します。
36	コンソーシアム構成員について	5	3	(1) へ	「株式譲受確認書の停止条件とする」とありますが、具体的には、様式5を提出したコンソーシアム構成員が、国の第一次審査手続においてコンソーシアム構成員に含まれていない場合には、株式譲受確認書の効力が発生しない(従って国の参加資格要件を満たさない)ということの意味する理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
37	コンソーシアム構成員について	5	3	(1) へ	「様式5を提出したコンソーシアム構成員が全て含まれていること」という文言の反対解釈として、様式5を提出していないコンソーシアム構成員については、国の第一次審査手続においてコンソーシアム構成員に含まれていないとしても、株式譲受確認書の効力に影響はないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
38	応募者の参加資格要件について	5	3	(1) へ	「…確認手続きにおいて様式5を提出したコンソーシアム構成員が全て含まれているを…停止条件とする」との記載があります。 Q1. 応募企業が様式4「参加資格要件確認申請書」のみを提出した場合、株式譲受確認書交付時、その次のステップである国の一次審査時に、新たにコンソーシアム構成員と組んでも問題ないですか？ Q2. 代表企業として、様式4「参加資格要件確認申請書」、様式5「出資意向表明書」を提出した場合、例えば、様式5を確定的な構成員3社にしておいて、株式譲受確認書交付時、その次のステップである国の一次審査時に、新たに2社増やしても問題ないですか？	A1.県の確認手続において、申請内容を変更することはできませんが、国の第一次審査に応募する際に、コンソーシアムを組成することについては問題ありません。 A2.県の確認手続において、申請内容を変更することはできませんが、国の第一次審査に応募する際に、コンソーシアム構成員が増えることについては問題ありません。
39	応募者の構成について	5	3	(1) へ	応募企業として確認手続を行った後に、代表企業としてコンソーシアム組成に変更することは、誓約書の再提出は必要になるのでしょうか。	県の確認手続において、申請内容を変更することはできませんが、国の第一次審査に応募する際に、コンソーシアムを組成することについては問題ありません。県への誓約書の再提出は不要です。

仙台空港特定運営事業等の公募に係る参加資格確認要領に関する質問事項への回答

No	質問事項	頁	項目	質問の内容	回答
40	コンソーシアム構成員	5	3 (2)	「(2) 応募者、コンソーシアム構成員に共通の参加資格」との見出しがあるが、国の募集要項の同様の見出し(「応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格」(P.32 5(2))と対比すると、本確認要領においてはコンソーシアム構成員に代表企業が含まれないかのような解釈が可能となる。 前述の定義の変更と合わせて「コンソーシアム構成員」の解釈にも混乱を来していると考えられるので整理していただけますでしょうか。	御指摘のとおりであることから、この見出しを「(2) 応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格」と修正します。
41	外国法人の取り扱い	6	3 (2) ※1	「同等の要件を満たしていることを確認」することは、正式な書類提出申請の前に行うことは出来ないでしょうか？	事前の確認は行いません。
42	外国法人の提出書類について	6	3 (2) ※1	外国法人について、「その適用法令において同等の要件を満たしていることを確認できることが必要である」とありますが、具体的にどのような書類を提出すればよろしいでしょうか。当該外国法人が資格要件を充足していることを証明する代表企業(日本法人)の証明書などで足りるという理解ですが、よろしいでしょうか。	該当すると思われる書類を提出してください。
43	応募者に求められる要件について	6	3 (3) イ	「平成16年以降に商業施設若しくは公共施設の建設運営、又は買収運営の実績を有していること。」とありますが、現在まで運営を継続している施設で平成15年以前に建設もしくは買収したものの実績は有効でしょうか(建設もしくは買収も平成16年以降である必要がありますか)。	建設又は買収が平成16年以前であったとしても、平成16年以降に当該施設の運営を行っていれば構いません。
44	「応募者に求められる要件」について	6	3 (3)	「人事面等」について具体的ご教示願いたい。	「資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者」とは、会社法(平成17年法律第86号)第2条第3項又は第4項に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいいます。
45	応募者の参加資格要件	6	3 (4)	冒頭の「運営権者は」は、「応募者は」の間違いでしょうか？	間違いではありません。
46	参加資格要件について	6	3 (4)	「運営権者は」とありますが、応募者が運営権者となるのは運営権の設定を受けた後ですので、これは「応募者」を指しているとの理解でよろしいでしょうか。	運営権者を指しています。
47	「スケジュール」について	7	4	諸々の事由に拠り、審査の途中辞退及び候補者と成り得た後の辞退は可能か？可能な場合、書面での取交しが必要かご教示頂きたい。	県の確認手続中に辞退することは可能です。任意様式により書面で提出してください。
48	確認手続の手順について	9	6	「応募者が3者に満たないときは、確認手続を行わない場合がある」というのは、そのまま(無条件で)国の審査に進むと言うことでしょうか。	県が確認手続を行わない場合、株式譲受確認書は交付されません。
49	参加資格確認手続 株式譲受確認手続	9	6 (1)(2)	参加資格確認手続、株式譲受確認手続に応募した企業名は対外的に公表されますでしょうか。	県の確認手続の段階で、個別企業名は公表しません。
50	参加表明	9	6 (1) イ	参加表明(参加表明書と守秘義務の遵守に関する誓約書の提出)は、将来のコンソーシアムメンバーの代表企業又はコンソーシアム構成員でも単体で行うことができ、3(1)二で制限する「確認手続中にコンソーシアム構成員を変更すること」に当たらないという理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
51	参加資格確認手続	9	6 (1) イ	守秘義務資料の貸与を受けるために「応募者」は参加表明書(及び守秘義務誓約書)を提出することとされておりますが、弊社ではこれにより開示される資料を検討した上で参加資格確認手続でのコンソーシアムの組成を予定しております。ここでの「応募者」とは「応募を予定している者(コンソーシアム構成員としての応募を含む)」の意味であり、P.5の「3(1)応募者の構成」の「応募企業」及び「代表企業」に限るものではない(従って二の「確認手続中のコンソーシアム構成員の変更することができない」に該当しない)と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
52	貸与資料について	9	6 (1) イ・ロ	貸与資料は県の確認基準を検討する目的のみに使用し、平成26年12月26日迄に全て返還するとされておりますが、貸与資料が国による運営権者の選定手続においても必要な情報を含むと考えられることから、①国の選定手続における検討を目的とした使用の許可、②返却期限を国の選定手続終了迄延長すること、の二点を検討頂けますでしょうか。	検討します。
53	参加資格確認手続	9	6 (1) イ①	書類提出期限は、電子メール、郵送物の両方が提出期限内に到着することが必要になるのか。もしくは郵送物は発送日をもって提出したことになるのか	両方が提出期限内に到着することが必要です。
54	参加表明書及び誓約書の内容	9	6 (1) イ③	参加表明書【様式2】及び守秘義務の遵守に関する誓約書【様式3】について、外国法人の場合、「代表者記名+押印」ではなく、「権限者の署名」でよろしいでしょうか？また、当該【様式3】の誓約書内容について、内容の修正交渉の余地はありますか？	押印によることができない場合は、権限者の署名も可とします。 様式3の内容の修正交渉の余地はありません。

仙台空港特定運営事業等の公募に係る参加資格確認要領に関する質問事項への回答

No	質問事項	頁	項目	質問の内容	回答
55	確認手順の手順について	9	6 (1) ロ②	「貸与資料に関する質問は、原則として受け付けない」とありますところ、一般的には開示資料を基にデューデリジェンスが行われ、その結果として当然に質問は生じますが、やはりご質問は受け付けていただけないのでしょうか。	これは、6(1)で規定する参加資格確認手続において、貸与する資料に関する質問は受け付けないという意です。 なお、6(2)株式譲受確認手続における現地調査において、開示資料に関する質問を受け付けます。
56	参加資格確認申請について	10	6 (1) ハ	参加資格確認手続資料提出時にコンソーシアムとして記載の無い構成員が、その後構成員として加わり、資料の開示先及び現地調査に参加することは可能か	できません。
57	資金調達計画書	10	6 (1) ハ※3	「全て自己調達による場合」というのは、コンソーシアムの場合、①「代表企業一社による全額自己調達の場合」のみでしょうか？それとも、②「代表企業のほかコンソーシアム構成員による自己調達を含み、外部金融機関などからの調達が無い場合」も含まれているのでしょうか？	②も含まれます。
58	参加資格確認申請	10	6 (1) ハ①	書類提出期限は、電子メール、郵送物の両方が提出期限内に到着することが必要になるのか。もしくは郵送物は発送日をもって提出したことになるのか	両方が提出期限内に到着することが必要です。
59	コンソーシアム構成員の登録について	10	6 (1) ハ③	”代表企業は、代表企業を除く全てのコンソーシアム構成員の全てから【様式5】の写しを提出する場合は【様式6-2】、それ以外の場合は【様式6-3】を提出すること”ありますが、【様式5】は株式譲受に関する構成員の自己調達額に係わる出資(株式取得)意向の表明で、運営権者が設立するSPCへの出資に関する意向表明ではないとの理解で良いのでしょうか。	様式5を提出したコンソーシアム構成員は、国に応募する際にも、当該コンソーシアムの構成員になることが必要となります。
60	資金調達計画書	10	6 (1) ハ③	資金調達計画書【様式8】に記載する「予定金額」は、参考程度であり、今後変更できるものと考えて宜しいのでしょうか？国から設定される運営権対価や譲渡資産の金額や事業内容が不確定な中で、SPCの議決権株式額及び無議決権株式額を含むファイナンスストラクチャー、及びコンソーシアム間での配分を確定させるのは一般的に不可能だと考えられますが、どのような前提を想定されていますでしょうか？	資金調達計画書(様式8)は、ビル施設事業者の株式の譲受可能性を判断するために使用するものであることから、県の確認手続において、申請内容の変更はできません。
61	【様式8】資金調達計画書について	10	6 (1) ハ③	【様式8】の記載内容がどこまで誓約(拘束)されるのでしょうか。具体的には資金調達方法が最終、当該計画書と一致していなくても問題ないという理解でよろしいのでしょうか。	資金調達計画書(様式8)は、ビル施設事業者の株式の譲受可能性を判断するために使用するものであることから、県の確認手続において、申請内容の変更はできません。
62	参加資格確認申請提出書類	10	6 (1) ハ③	応募者がコンソーシアムの場合で、代表企業が【様式6-3】を提出する際は、「コンソーシアム構成員として独自に用意しなければならない提出書類は何もない。」という理解で宜しいのでしょうか？	代表企業を除くコンソーシアム構成員においては、お見込みのとおりです。なお、県の確認手続において、応募者とは応募企業及び代表企業を指します。
63	「「関心表明書」【様式7】の写し」について	10	6 (1) ハ③	(株)民間資金等活用事業推進機構の活用は是か非か？また、任意様式で可能とあるが、「但し書き」が含まれた際、その内容吟味について県と話し合いの余地は有るのかご教示頂きたい。	(株)民間資金等活用事業推進機構に直接ご確認ください。また、任意様式による場合は、様式7と同等の内容であることが必要です。
64	参加資格確認申請の提出書類について	10	6 (1) ハ③	法人登記事項証明書とありますが、全部事項証明、履歴事項証明のいずれになりますでしょうか？また、印鑑証明の添付は不要との理解で宜しいのでしょうか？	法人登記事項証明書については、直近3カ月以内の「現在事項全部証明書」をご用意下さい。また、印鑑証明の添付は不要です。
65	参加資格確認申請の提出書類について	10	6 (1) ハ③	参加資格確認申請で提出させていただきます書類、特に会社法第435条第2項に基づく計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、につきましては、本確認手続の目的のために使用されること、また有限責任法人あずさ監査法人ほか、確認手続に関与される皆様におかれましては、守秘義務を遵守頂けるとの理解で宜しいのでしょうか？	お見込みのとおりです。
66	提出書類について	10	6 (1) ハ③	資金調達計画書に記載した資金調達計画は、県の参加資格確認手続参加時点における計画であり、国の第一次審査手続において資金調達計画を変更することは禁止されていない理解でよろしいのでしょうか。 念のため、下記①～③の具体例が禁止されないことをご確認をお願い致します。 ① 金融機関の関心表明【様式7】を提出していないが、最終的に外部の金融機関から融資を受けること ② 金融機関の関心表明【様式7】を提出したが、最終的に自己資金のみで資金調達すること、又は関心表明を提出した金融機関以外の金融機関から資金調達すること ③ 代表企業が誓約書【様式6-3】を提出した場合において、最終的に代表企業以外の構成企業も出資を行うこと(【様式6-3】を提出することで債務保証を負うこととならないこと)	①～③の具体例を含め、禁止しておりません。

仙台空港特定運営事業等の公募に係る参加資格確認要領に関する質問事項への回答

No	質問事項	頁	項目	質問の内容	回答
67	提出書類について	10	6 (1) ハ③	資金調達計画書に記載した資金調達計画は、県の参加資格確認手続参加時点における計画であり、国の第一次審査手続において資金調達計画を変更することは禁止されていない理解でよろしいでしょうか。念のため、下記①乃至③の具体例が禁止されないことのご確認をお願い致します。 ① 金融機関の関心表明【様式7】を提出していないが、最終的に外部の金融機関から融資を受けること ② 金融機関の関心表明【様式7】を提出したが、最終的に自己資金のみで資金調達すること、又は関心表明を提出した金融機関以外の金融機関から資金調達すること ③ 代表企業が誓約書【様式6-3】を提出した場合において、最終的に代表企業以外の構成企業も出資を行うこと	①～③の具体例を含め、禁止しておりません。
68	提出書類について	10	6 (1) ハ③	参加資格要件確認申請書【様式4】は、申請者が「(応募者)」とありますので、代表企業のみが提出すれば足りる理解ですが、よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
69	提出書類について	10	6 (1) ハ③	法人登記事項証明書及び有価証券報告書については代表企業の法人登記事項証明書及び有価証券報告書を提出すれば足りる理解ですが、よろしいでしょうか。 なお、代表企業が外国法人である場合には、所在国において法人登記事項証明書及び有価証券報告書に相当する書類を提出すれば足りる理解でよろしいでしょうか。なお、書類は、英文であれば日本語訳は不要という理解でよろしいでしょうか。	代表企業のもので足りる。 なお、本確認手続に関する全ての意思疎通は書面によるものとし、使用する言語は日本語としております。
70	提出書類	10	6 (1) ハ③	登記の住所を変更した場合、関係書類に関して「参加資格確認手続資料」の提出時に変更届等を提出すればよろしいでしょうか。また、変更届等の書式がありましたらお示し願います。	参加資格確認手続の資料の提出後に左記の事象が発生した場合は、速やかに県に報告してください。なお、変更届等の様式は規定しておりませんので、変更後の「現在事項全部証明書」と合わせ、任意様式で届出ください。
71	提出書類について	10	6 (1) ハ③ ※2	「代表企業は、代表企業を除くコンソーシアム構成員の全てから出資意向表明書【様式5】の写しを提出できる場合は、…それ以外の場合は、【様式6-3】を提出すること」とありますので、代表企業が様式6-3を提出する場合には、コンソーシアム構成員による出資意向表明書【様式5】の写しの提出は不要という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
72	確認手続きについて	11	6 (1) ニ	応募者及び確認結果については公表されるのでしょうか。	県の確認手続の段階で、個別企業名は公表しません。
73	確認方法	10	6 (1) ニ②	資金調達計画等の妥当性等を検証の上判断するとありますが、プロジェクトファイナンスで調達を想定する事業者の場合、金融機関からのLOIの取得はこの段階では困難だと思われます。どのようにして評価するおつもりでしょうか。あるいはこのような事業者は最初から排除なさるのでしょうか。	提出書類に基づき判断します。
74	候補者が他の代表企業のコンソーシアム構成員となる件について	14	7 (2)	候補者が代表企業+コンソーシアム構成員である場合、他の代表企業のコンソーシアム構成員に候補者の一部(例えば、代表企業のみ)だけでもなれるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、県の確認手続では、応募企業及び代表企業を候補者として認定します。
75	コンソーシアムの変更	14	7 (2)	本文は、いいかえると、「代表企業が【様式5】をコンソーシアム構成員から受領せず、【様式6-3】を提出して候補者として認定された場合は、国の選定手続においては、そのコンソーシアムメンバーは、県の確認手続時とは全く異なる構成(県の手続時に参画していないメンバーの新規参画や、県の手続時に参画していたメンバーの一部もしくは全ての削減)が可能。」という理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
76	株式譲渡の実行	14	7 (3)	株券喪失登録期間中に善意の第三者が取得することは想定できるか。	現株主は東日本大震災により滅失したと主張しておりますので、現実的にはその可能性は極めて低いものとは考えられますが、観念的には善意の第三者が取得する可能性はゼロではありません。
77	株式譲渡の実行	14	7 (3)	株券喪失登録期間中に善意の第三者が取得した場合、株式譲渡の実行する条件と異なることになるが、その場合の対応についてご教示をお願いします。	県では対応いたしません。運営権者と株券喪失株主が対応することとなります。なお、滅失したのは仙台エアカーゴターミナル株式会社の株式であり、株式数は100株(発行総数の約0.35%)です。
78	現地調査について	11	6 (2) イ	現地調査の際に空港基本施設等の運営権を設定することになる施設の調査は出来ないのでしょうか。	できません。
79	現地調査について	11	6 (2) イ	現地調査には、【様式3】守秘義務の遵守に関する誓約書第1条2項に定める補助者も同席可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
80	開示予定資料について	11	6 (2) イ	施設関係等の契約書については、開示いただけるのでしょうか。	施設関連の契約書等は、「施設の状況」に記載ある賃貸不動産に係る賃借条件一覧表(レントロール)、賃貸不動産に係る賃貸借契約書、賃借不動産に係る賃貸借契約書として開示します。

仙台空港特定運営事業等の公募に係る参加資格確認要領に関する質問事項への回答

No	質問事項	頁	項目	質問の内容	回答
81	現地調査への参加者について	11	6 (2) イ	現地調査(対象事業所内における内部資料等の閲覧や役員等へのインタビュー等)の参加者について、代表企業、構成員、アドバイザーの他、代表企業が秘密保持契約を締結して本応募に協力する者の参加は可能でしょうか。	「代表企業の補助者」、「代表企業以外のコンソーシアム構成員」、「代表企業の補助者の補助者」、「代表企業以外のコンソーシアム構成員の補助者」及び「代表企業以外のコンソーシアム構成員の補助者の補助者」以外は参加できません。
82	現地調査	11	6 (2) イ	現地調査では、建物や設備について調査させて頂ける認識でよろしいでしょうか。	現地調査の期間内に対象会社(仙台空港ビル(株)及び仙台エアカーゴターミナル(株))に関するエンジニアリングレポートを開示します。 なお、現地調査時に施設見学の時間を設けます。
83	現地調査	11	6 (2) イ	現地調査時には、下記のような空港ビルの管理者や技術者等へヒアリングが可能であると考えてよろしいでしょうか(現在の空港ビルの維持管理やオペレーションの状態を正確に把握するためには必要不可欠であると考えます)。 例:建物保守(インフラ、建築、設備、IT、ロジスティクス)、清掃、安全、ランドハンドリング、開発(マーケティング、エアライン対応)、商業テナント管理、地域対応等	インタビューの対応予定者は、確認要領にあるとおりです。
84	現地調査の内容について	11	6 (2) イ	現地調査として「対象事業所内における内部資料等の閲覧や役員等へのインタビュー等」とありますが、建物・設備等の実査(外部の専門業者へ委託するケースもあり)はご予定されておりますでしょうか?	現地調査の期間内に対象会社(仙台空港ビル(株)及び仙台エアカーゴターミナル(株))に関するエンジニアリングレポートを開示します。 なお、現地調査時に施設見学の時間を設けます。
85	株式譲受確認手続	11	6 (2) イ	応募企業として参加表明した後に、宮城県の株式譲受確認手続を経て、候補者となることを前提に、コンソーシアムを組成することにした場合、組成予定企業と合同で現地調査の対応することは可能でしょうか	参加資格確認申請書提出時点でのコンソーシアム構成員と合同の現地調査は可能です。
86	株式譲受確認手続	11	6 (2) イ	現地調査に臨むにあたり、参加する人数の制限はあるのでしょうか	詳細は、株式譲受確認手続における「データルームの運営要領」で開示します。
87	株式譲受確認手続	11	6 (2) イ	現地調査に臨むにあたり、業務委託をしているコンサル会社やコンサル会社より再委託を受けた弁護士や会計士等のアドバイザーの参加は可能でしょうか	補助者から再委託を受けた補助者も様式3(守秘義務の遵守に関する誓約書)の第1条第2項に規定した秘密保持契約を締結することにより同行可能です。 詳細は、株式譲受確認手続における「データルームの運営要領」で開示します。 なお、上記に伴い様式3を修正します。
88	開示資料について	11	6 (2) イ①	「ビル施設業者のデューデリジェンスレポート」はいつ時点の発行した資料になりますでしょうか。また、最新の決算期に対応する資料でしょうか。	平成26年8月発行の、最新の決算期に対応する資料です。
89	開示資料について	11	6 (2) イ①	「ビル施設業者のデューデリジェンスレポート」は別表に掲げる資料を基に作成したものであり、それ以外の資料を用いてレポートは作成していないということでしょうか。	それ以外の資料も用いています。
90	開示資料について	11	6 (2) イ①	「ビル施設業者のデューデリジェンスレポート」に関するQAも可能という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
91	現地調査	11	6 (2) イ①	「調査日数は5日程度を予定」とありますが、これは連続5日間を想定していますでしょうか?	現地調査の詳細スケジュールは、参加資格確認結果の通知時に開示します。
92	調査日程について	11	6 (2) イ①	資料の貸与から時間が合わない場合等、調査日程の変更は可能となりますでしょうか。	応募者の都合による調査日程の変更はいたしません。
93	現地調査について	11	6 (2) イ①	参加者の現地調査の順番はどの様に決定されるご予定でしょうか? また、参加者が多数となった場合に、調査日程が延長される可能性はございますでしょうか?	無作為抽出により順番を決定します。調査日程の詳細は、参加資格確認結果の通知時に開示します。
94	現地調査日程について	11	6 (2) イ①	現地調査の日数は5日程度とされていますが、その時期(日程を分散させることも含め)を参加者が希望することは可能でしょうか。	参加者の希望は受け付けません。
95	現地調査について	11	6 (2) イ①	現地調査において、参加者が起用するアドバイザー等を帯同する場合の所要手続について開示頂けますでしょうか。	所要手続については「データルームの運営要領」において開示します。
96	株式譲受確認手続	11	6 (2) イ①	1社あたりの調査日数5日程度およびインタビューについて、5日およびインタビュー日の振り分け方について、詳細をご教授いただけますようお願いいたします。	詳細は、株式譲受確認手続における「役員インタビュー実施概要」で開示します。 インタビュー実施概要は現地調査の1週間前までに参加者に通知する予定です。
97	開示資料について	11	6 (2) イ②	「株式譲渡予約契約書」(締結済)の内容について、優先交渉権者の決定後に、優先交渉権者から個別にコメントをさせて頂きたく、交渉の機会を設けて頂けるという理解でよろしいでしょうか。	契約内容は変更できません。

仙台空港特定運営事業等の公募に係る参加資格確認要領に関する質問事項への回答

No	質問事項	頁	項目	質問の内容	回答
98	開示資料について	11	6 (2)	イ② 「県が保有する株式に係る譲渡契約書(案)」の内容について、株式譲渡確認手続期間中に、貴県との間で契約内容の加筆・修正についてご相談をさせて頂けるという理解でよろしいでしょうか。また、優先交渉権者の決定後に、優先交渉権者から「県が保有する株式に係る譲渡契約書(案)」に個別にコメントをさせて頂きたく、交渉の機会を設けて頂けるという理解でよろしいでしょうか。	加筆・修正は行いません。
99	株式譲渡確認手続	11	6 (2)	イ② 監査法人に提出する「成果物開示に係る同意書」をお示ください	株式譲渡確認手続参加者に対し提示します。
100	現地調査	11	6 (2)	イ② 現地調査では貴県より開示される「エンジニアリングレポート」と施設等の状態との比較(現物を直接に確認すること)が可能であると考えてよろしいでしょうか。目視確認に加えて、機器等(簡易な検査・測定機器)を使用することも可能であると考えてよろしいでしょうか。	現地調査時に施設見学の時間を設けます。 詳細は、参加資格確認結果の通知時に開示します。
101	現地調査	11	6 (2)	イ② 現地調査において施設の現状確認を行う際には、当該箇所に対する技術的な質問に回答して頂ける技術者が同行して頂けると考えてよろしいでしょうか。	詳細は、参加資格確認結果の通知時に開示します。
102	データルーム	12	6 (2)	イ②※ 「応募者当たりの」とはどのような意味でしょうか。「応募者毎の」という意味で、割り当てられた時間については、当該データルームは個々の応募者が独占的に使えるという理解でよろしいでしょうか?	お見込みのとおりです。
103	データルーム	12	6 (2)	イ④ データルームには、応募者以外、コンソーシアム構成員、及び起用しているアドバイザー等も同行してよいという理解でよろしいでしょうか?	様式3(守秘義務の遵守に関する誓約書)の第1条第2項に規定した秘密保持契約を締結した補助者及びコンソーシアム構成員については同行可能です。
104	役職員インタビュー	12	6 (2)	イ⑤ 応募企業として参加表明した後に、宮城県の株式譲渡確認手続を経て、候補者となることを前提に、コンソーシアムを組成することにした場合、組成予定企業と合同で役職員インタビューの対応することは可能でしょうか	参加資格確認申請書提出時点でのコンソーシアム構成員と合同の役職員インタビューは可能です。
105	インタビュー時の質問	12	6 (2)	イ⑤ インタビュー時の質問は事前に送る必要があるでしょうか?	インタビュー時の質問は事前にご提出下さい。 詳細は、株式譲渡確認手続における「役職員インタビュー実施概要」で開示します。
106	役職員インタビュー	12	6 (2)	イ⑤ 役職員様へのインタビュー時間はどの程度の時間を頂戴できますでしょうか。	詳細は、株式譲渡確認手続における「役職員インタビュー実施概要」で開示します。
107	役職員インタビュー	12	6 (2)	イ⑤ 役職員様へのインタビューに関して、追加日程の要請は可能でしょうか。	詳細は、株式譲渡確認手続における「役職員インタビュー実施概要」で開示します。
108	役職員インタビュー	11	6 (2)	イ⑤ 役職員インタビューに臨むにあたり、参加する人数の制限はあるのでしょうか	詳細は、株式譲渡確認手続における「役職員インタビュー実施概要」で開示します。
109	役職員インタビュー	12	6 (2)	イ⑤ 仙台空港ビル株式会社の子会社の役職員様に対するインタビューは、できないのでしょうか。	子会社のインタビュー時間は設けておりませんが、仙台空港ビル株式会社の社長・専務は、子会社の社長・専務を兼ねております。
110	役職員インタビュー	11	6 (2)	イ⑤ 役職員インタビューに臨むにあたり、業務委託をしているコンサル会社やコンサル会社より再委託をしている弁護士や会計士等のアドバイザーの参加は可能でしょうか	補助者から再委託を受けた補助者も様式3(守秘義務の遵守に関する誓約書)の第1条第2項に規定した秘密保持契約を締結することにより同行可能です。 なお、上記に伴い様式3を修正します。
111	Q&Aシートの受付について	13	6 (2)	イ⑥ Q&Aシートを一度だけではなく、追加で提出することは可能でしょうか。	Q&Aシートは複数回提出することが可能です。
112	株式譲渡確認手続について	13	6 (2)	ロ 本手続きにおいて書類を提出し、候補者として認められた後、国の選定過程またはそれまでに辞退をすることは可能でしょうか。また辞退可能である場合に、辞退した際のペナルティはございますでしょうか。	国の手続になりますので、辞退の可否及びペナルティについては、国に確認してください。 県では、辞退した際のペナルティはありません。
113	株式譲渡意思表明書	13	6 (2)	ロ①～③ 現地調査、開示資料のデューデリジェンスの結果、誠に遺憾ながら株式譲渡を行わないとの意思決定に至った場合、「株式譲渡意思表明書」を宮城県様に提示しないといった対応となりますでしょうか。ご確認させて頂きたいと存じます。	お見込みのとおりです。
114	株式譲渡確認手続	13	6 (2)	ロ② 書類提出期限は、電子メール、郵送物の両方が提出期限内に到着することが必要になるのか。もしくは郵送物は発送日をもって提出したことになるのか	両方が提出期限内に到着することが必要です。
115	株式譲渡価格の根拠について	13	6 (2)	ハ① 「株式譲渡価格 金5,687,500,000円」について、宮城県知事記者会見(平成26年4月28日)にて「県が専門家に依頼して価値算定をしていただいた結果を基に設定しており」とございましたが、専門家の価格算定結果の算出根拠および内訳を参加表明における開示資料のタイミングでご開示いただけないでしょうか。	開示しません。



仙台空港特定運営事業等の公募に係る参加資格確認要領に関する質問事項への回答

No	質問事項	頁	項目		質問の内容	回答
116	コンソーシアム構成員の登録について	14	7	(2) へ	”代表企業が、様式5に定める出資意向表明書の写しを提出した場合、国による運営権者の選定手続きにおけるコンソーシアム構成員に、確認手続きにおいて様式5を提出したコンソーシアム構成員が全て含まれていることを、確認要領6(2)ハ③により交付する株式譲受確認書の停止条件とする。”とありますが、国による運営権者の選定手続(第1次審査書類の提出)時点で運営権者が設立するSPCに出資する構成員の追加は可能でしょうか。	可能です。
117	従業員の承継について	14	7	(4) イ	継承されるビル施設事業者の従業員の範囲とはどの程度の範囲まででしょうか。例えば正社員のみがその対象である等、その範囲をお示し下さい。	全ての従業員となります。
118	契約関係の承継	14	7	(4) イ	各会社の役員様については、承継の対象に含まれない(株式譲渡に伴い退任される)と理解してよろしいでしょうか。	役員については規定はしておりません。
119	融資契約の承継	14	7	(4) イ	「ビル施設事業者(子会社を含む。)の従業員及びビル施設事業者が締結している契約等については、特段の事情がない限り現行の条件で承継されることになる」ことから、仙台空港ビル(株)が締結している融資契約については株式譲渡後も同条件で承継されると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
120	契約の承継について	14	7	(4) イ	ビル施設事業者(子会社を含む。)の従業員およびビル施設事業者が締結している契約等について、すべて選定前にご開示いただけるという認識でよろしいでしょうか。各契約について、雛形となる契約書があればそちらを現地調査における開示資料のタイミングでご開示いただけますと幸いです。	「ビル施設事業者の財務情報等の詳細」に含まれます。
121	従業員、契約の承継について	14	7	(4) イ	従業員の雇用条件等については現行の条件で譲り受けるものの、運営開始後に、法令の範囲内で、当該従業員の雇用条件等を変更することは可能という理解でよろしいでしょうか。	特段の事情のない限り現行の条件で承継されることとなります。
122	瑕疵担保責任について	14	7	(4) ロ	県又はビル施設事業者株主は、瑕疵担保責任について責任を負わないとの記述がございますが、民法上に規定される隠れたる瑕疵は対象外と考えてよろしいでしょうか。	隠れたる瑕疵も含め、瑕疵担保責任は一切負いません。
123	契約関係の承継	14	7	(4) ロ	一般的な瑕疵担保責任を負わないのは理解いたしますが、参加の前提となる開示情報についての責任は、負っていただいてしかるべきではないでしょうか。	瑕疵担保責任は一切負いません。
124	瑕疵担保責任	14	7	(4) ロ	国により優先交渉権者に選定された後、空港ビルの詳細な現地調査を実施することになると思料します。その際に施設及び情報等に隠れたる瑕疵が発見された場合、貴県に瑕疵担保責任が発生すると理解してよろしいでしょうか。	隠れたる瑕疵も含め、瑕疵担保責任は一切負いません。
125	表明保証	14	7	(4) ロ	「県又はビル事業者株主は」一切の瑕疵担保責任を負わないということですが、情報を開示しているビル施設事業者(子会社を含む)、及びインタビューに応じたその代表者らからは、提供された情報についての瑕疵担保責任を含む表明保証は取得できるという理解でよろしいでしょうか?	表明保証は取得できません。
126	保証等	14	7	(4) ロ	「県又はビル施設事業者株主は、ビル施設事業者が保有する資産及び情報に瑕疵があったとしても、補修又は損害を賠償する一切の責めを負わない」とありますが、ビル施設等事業開始後も設備等に対してメーカー等の保証が残っている場合は、その保証は継続されると考えてよろしいでしょうか。また、そのような設備等はございますでしょうか。	メーカー等の保証を否定するものではありません。
127	様式3(守秘義務の遵守に関する誓約書): 補助者について	18	1条	2項	当社の補助者について、提出日以降に委託を実施することとなった場合は、どの様にお知らせすれば宜しいでしょうか。(提出日現在で業務委託を既に行っている場合は、様式10に記載するものと理解しております)	提出日以降の変更・追加はできません。
128	守秘義務の遵守に関する誓約書における、守秘義務対象資料のコンソーシアムメンバーへの開示について	18	様式3		代表企業が提供を受けた守秘義務対象資料の開示範囲について、代表企業の補助者(応募者が本目的のため業務委託等を行う者)、コンソーシアム構成員が対象となっていますが、業務委託契約を伴わず本事業の応募に協力する企業(協力企業等)に対しても秘密保持契約を締結することを条件に開示することは可能でしょうか。	業務委託契約を伴わない場合は、補助者にはならないので、開示できません。

仙台空港特定運営事業等の公募に係る参加資格確認要領に関する質問事項への回答

No	質問事項	頁	項目	質問の内容	回答
129	様式3について	18	様式3 第1条 第2項	「当社は、…当社の補助者(…)、当社以外のコンソーシアム構成員(…)に対し、…開示することができるものとします。なお、当社は、当社の補助者、当社以外のコンソーシアム構成員との間で秘密保持契約を別途締結します。」とあります。 ①応募者が代表企業の場合、代表企業は、代表企業の補助者(本目的のために業務委託等を行う、代表企業の子会社・関連会社及び弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザーなど)に対して守秘義務対象資料を開示することができるという理解でよろしいでしょうか。また、かかる理解で宜しい場合、秘密保持契約は、代表企業とその補助者(但し、法律上守秘義務を負う者を除く。)との間で締結すれば足りるという理解でよろしいでしょうか。 ②応募者が代表企業の場合、代表企業は、コンソーシアム構成員の補助者(コンソーシアム構成員が本目的のために業務委託等を行う、コンソーシアム構成員の子会社・関連会社及び弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー)に対して守秘義務対象資料を開示することができるという理解でよろしいでしょうか。また、かかる理解で宜しい場合、秘密保持契約は、代表企業とコンソーシアム構成員との間の秘密保持契約に加えて、当該コンソーシアム構成員とその補助者(但し、法律上守秘義務を負う者を除く。)との間で秘密保持契約を締結すれば足りるという理解でよろしいでしょうか。	①お見込みのとおりです。 ②お見込みのとおりです。 なお、上記に伴い様式3を修正します。
130	様式3について	18	様式3 第2条	③「当社の補助者」、「当社以外のコンソーシアム構成員」以外の第三者に対して、守秘義務対象資料を開示する必要が生じた場合には、貴県の承諾を得た上で、当該第三者に対して開示することができるという理解でよろしいでしょうか。	「代表企業の補助者」、「代表企業以外のコンソーシアム構成員」、「代表企業の補助者の補助者」、「代表企業以外のコンソーシアム構成員の補助者」及び「代表企業以外のコンソーシアム構成員の補助者の補助者」以外には開示できません。
131	無議決権株式のみ出資する株主の扱い	25	様式5	無議決権株式にのみ出資する株主はコンソーシアム構成員に要求される様式5の提出は不要という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
132	融資に係る関心表明書の扱い	25	様式7	複数の応募者に関心表明書を提出することは可能でしょうか？	可能です。
133	無議決権株式のみ出資する株主の扱い	25	様式7	無議決権株式にのみ出資する株主はコンソーシアム構成員に要求される様式5の提出は不要の場合、所要の文言修正を行い様式7を提出する必要がありますでしょうか。	様式7の「融資」の部分を「出資」に修正のうえ、提出してください。
134	各提出書類の様式の変更	25		【様式7】は「(※任意様式での提出も可とする。)」とされています。これは、「フォーマットだけでなく、文言も多少異なっても構わない。」という理解でよろしいでしょうか？また、この【様式7】のみに他の様式での提出が認められている理由は何でしょうか？もし、「金融機関から取得するため。」であるのなら、同様に各様式(4、5、6-1～3等)も「金融機関が提出する場合は、任意の様式で構わない。」という理解でよろしいでしょうか？	様式7については、各金融機関の独自様式での提出可能性を想定し、任意様式も可としました。なお、任意様式による場合は、様式7と同等の内容であることが必要です。様式7以外については、任意様式での提出は認められません。
135	資金調達計画書について	26	-	様式8「資金調達計画書」の記載内容については、国の選定手続に進んだ場合、変更可能との理解で宜しいでしょうか。	資金調達計画書(様式8)は、ビル施設事業者の株式の譲受可能性を判断するために使用するものです。
136	様式8について	26	様式8	※自己調達 「なお、予定金額については、確認要領3(4)の要件を満たす必要がある」との記載がありますが、確認要領3(4)は応募者の参加資格要件のうち「その他の要件」を定めており、予定金額と確認要領3(4)の要件との関係性が不明確であると思われます。なお書の趣旨をご教示頂けますでしょうか。	自己調達の予定額が、確認要領3(4)の条件を満たしているかを確認するものです。
137	無議決権株式のみ出資する株主の扱い	26	様式8	無議決権株式のみ出資する先は、コンソーシアム構成員ではないことから様式8においては外部調達先として記載されるのでしょうか。	お見込みのとおりです。
138	無議決権株式の変更の可否	26	様式8	コンソーシアム構成員か否かにかかわらず、無議決権株式に関する変更(調達先の追加・削除)ならびに調達金額の変更は可能と理解してよろしいでしょうか。	県の確認手続において、申請内容の変更はできません。
139	外部調達予定先(借入)の変更の可否	26	様式8	外部調達予定先(借入)の変更(調達先の追加・削除)ならびに各調達先からの調達金額の変更は可能と理解してよろしいでしょうか。	県の確認手続において、申請内容の変更はできません。
140	【様式9】「『応募者に求められる要件』に関する説明書」	27		ページを追加し、「応募者に求められる要件」について複数の事例を記載してもよろしいでしょうか。	可能です。
141	【様式9】の記載方法について	27		【様式9】について、コンソーシアム構成員にて応募する場合、記載するのは代表企業のみという会社でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
142	追加情報開示について	31		【別表】の「契約、許認可関連」におきまして、以下2点についてもご開示いただけますでしょうか。 ①主要契約一覧表(施設関係も含む) ②契約書等(借入金、賃借、委託、その他、施設関係を含む)	施設関連の契約書等は、「施設の状況」に記載ある賃貸不動産に係る賃借条件一覧表(レントロール)、賃貸不動産に係る賃貸借契約書、賃借不動産に係る賃貸借契約書として開示します。

参加資格確認要領5(5)イに規定したとおり、本確認要領に関する質問以外は掲載しておりません。